

IV 動物の遺棄・虐待の防止に向けて

「動物の愛護及び管理に関する法律」によって、愛護動物の遺棄・虐待に対しては、罰則が定められていますが、これらの罰則が適用されるときには、動物はすでに苦痛の内にあり、死亡・予後不良の状態になっていることもあります。人が飼育している動物たちは、人によってその環境・生活・生きることを管理され、野生動物のように自分たちでそれぞれのニーズを充足させることはできません。飼育されている動物のニーズを満たすのは、動物を飼育している者の責務です。それによって初めて人と動物が共に幸せに暮らせるのです。

1. 普及啓発・教育

動物たちのニーズが満たされるよう配慮することは、動物の遺棄・虐待を未然に防ぐことに繋がります。それには、生命尊重・動物福祉・飼い主責任の普及啓発と教育、そして、早期介入・改善指導・改善支援の仕組みづくりが最も重要と思われます。教育だけでは、目の前で苦しんでいる動物を救うことはできません。

普及啓発・教育については、誰もが、人と動物が共に幸せに暮らす社会の構築には欠かせない重要な要素と考え、実際、各自治体をはじめいろいろな組織や団体が行っております。それぞれ工夫をこらして取り組んでいるところですが、さらにこれらの組織・団体が互いに情報交換や連携していくことが課題と考えられます。学校教育においても、生命の大切さを学び、思いやりの心を育むことを目的として動物の飼育を行っていますが、動物についての情報・知識が十分ではない状態で飼育を始め、人手や専門家のサポートがなく、目指すような教育になっていないところも見受けられます。学校や家庭だけでなく、いろいろな場で、いろいろな機会を捉えて教育や啓発をしていく必要があります。このためには、行政、教育の専門家、獣医師会のような動物の専門家、動物愛護団体、動物愛護推進員及びボランティア等が、協力・協働し合うことで、正確で幅広い教育や啓発を広く浸透させることが可能になると考えます。町内会のような小さな単位を対象にすることもあって、地域を超えて大きく連携し合うこともあるでしょう。行政がコーディネーターとなって、まずは声掛けをして集まってみることが有効な場合があります。「3人寄れば文殊の知恵」で良いアイデアが

生まれるかもしれません。確かなネットワークは心強いサポーターです。

2. 早期介入・改善指導・改善支援

次に、早期介入・改善指導・改善支援の仕組みづくりについて、教育の場合と同じように動物愛護担当行政だけでなく、獣医師会のような動物の専門家、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティア、公衆衛生・環境衛生の担当者、警察、時には消防や人の福祉関係者・精神衛生の専門家等がネットワークを組み、それぞれの事例ごとに協働出来るようにしていくことが有効です。事例ごとに協働の規模は変わってくるでしょうが、ネットワークの各参加者の専門性、権限、できることできないこと等を明確にし、法律・条令・基準等を駆使して事例に当たることも大切です。改善が必要な動物の飼育状況に関する情報は、地域住民やボランティアから入ってくることが多いと思われませんが、飼い主の属性や動物の状態の程度は様々です。まずは、状況の確認ですが、相手によっては行政担当者がいかなければならない場合もありますし、動物愛護推進員のような方々にお問い合わせできる場合もあると思います。また、一回のアドバイスで改善されることもあれば、回を重ねなければならぬケースもあると思います。統一された改善指導フォームのようなものも有効な場合があるかもしれません。状況の確認によって得た情報に基づき、介入・改善指導が必要か、ネットワークのどのメンバーの協力が必要か、どのような方法をとってどのような状態までにするのか、改善指導後の確認等々を話し合い、情報を共有することで行政だけで考えているより問題解決の道筋が見えてくる場合もあると思われれます。難しいケースもあると思いますが、知恵と知識と人手が集まれば力になります。

教育・啓発と早期介入・改善指導・改善支援の仕組みができ、機能すれば、動物の遺棄・虐待を未然に防ぐことが可能となり、動物も人も快適に暮らせるようになると思います。そのために、動物愛護推進員の存在は重要です。動物愛護推進員による活動をさらに推進すると共に、推進員のレベルアップを図り、これらの仕組みの地域の要となって活躍していくことを期待します。